

(様式第2号)

平成29年度第2回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成29年6月28日(水) 9:30 ~ 10:45
場 所	東館3階 小会議室4, 5
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 事 務 局 山口部長, 吉田課長, 古川係長, 矢代主事, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者6人中6人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからウの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求(平成28年6月28日付け)について

イ 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(平成28年9月15日付け)について

ウ 平成29年3月14日付け芦水管第A114号個人情報部分開示決定処分に係る審

査請求（平成29年3月21日付け）について

エ その他

2 提出資料

「防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集、利用及び提供等の管理運用状況について

3 審議経過

開会

- (1) 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求（平成28年6月28日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 継続審議とした。

- (2) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求（平成28年9月15日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 継続審議とした。

- (3) 平成29年3月14日付け芦水管第A114号個人情報部分開示決定処分に係る審査請求（平成29年3月21日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 諮問実施機関の意見聴取を行った。

ウ 部分開示決定の妥当性について審議した。

エ 継続審議とした。

- (4) その他

報告：防犯カメラ運用状況の報告について

【事務局 事案説明】

事務局 防犯カメラの設置台数は、合計104台あり、内訳は建設総務課80台、道路課16台、公園緑地課8台です。また、利用状況につきましては、全件警察からの照会で、内訳は建設総務課が5件、道路課が1件、公園緑地課が2件です。照会内容は、「犯罪捜査のため」等、抽象的なものでしたので、理由を詳細に記載させるよう所管課に指導を行いました。

【質疑】

委員 平成28年10月13日付け芦都総第539号による諮問では、防犯カメラの設置台数を80台と伺っていたが、設置台数が増えたか。

事務局 昨年度御審議いただいた際には、建設総務課が防犯用として80台のカメラを設置すると説明させていただきました。その後、各担当課に問い合わせたところ、道路課はアンダーパス等道路の地下に潜っている部分に監視カメラを設置しており、公園緑地課についても、公園の施設管理用に監視カメラを設置しているということが判明しました。

各課防犯カメラという位置づけではなかったのですが、カメラに映った映像を警察にも提供しておりますので、まとめてご報告させていただきました。

委員 報告のあった部課以外にカメラを設置しているケースはないか。

事務局 各課に確認したのではないとは思いますが、念のため再度確認しておきます。

【意見】

カメラのデータが必要な理由は、犯罪の捜査に必要なだからという、抽象的な理由でなく、具体的な犯罪の形態を示して照会文書を提出するよう、所管課及び警察に要請すること。

島田会長 御報告ありがとうございました。

それでは、本日はこれで終了します。

閉会